

協会通知

令和7年度 テールゲートリフター装着促進助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和7年5月1日～令和7年5月30日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1台未満切捨て、但し最低数は1台。）

なお、上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、6月以降も受付します。（先着順受付）

*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

2. 申請対象者

鳥ト協の会員事業者が、令和7年4月1日から令和8年2月20日の間に、テールゲートリフター（トラック車両の後部に装着して使用する昇降機的一种）の新品装置を購入（現金・割賦販売）またはリースで装着する際の導入費用（含む取付費、除く・消費税）に対し助成を行う。

3. 対象機器

(1) 鳥ト協が指定した「別添：対象機器一覧」のもの

(2) 装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内で営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1台当たり）上限 100,000円

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 予算枠 鳥ト協120万円（12台）

5. 鳥ト協の助成上限台数（1事業者）

①テールゲートリフター……………2台

6. 申請時提出書類

①テールゲートリフター装着促進助成金交付申請書（様式1）

②導入する機器のメーカー名・製品名・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書等（写））

7. 交付決定

テールゲートリフター装着促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和8年2月20日（金）

提出書類

①テールゲートリフター装着促進助成事業実績報告書兼請求書（様式3）

②テールゲートリフター装着証明書（様式4）

③請求書（写）…導入機器のメーカー名・製品名・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

④領収を確認できるもの（領収書等（写））

⑤リース契約書等（写）・機器のメーカー名・製品名の記載があるもの

⑥装着した車両の自動車検査証記録事項（写）

9. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先（一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694